令和６年４月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

〇令和６年４月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、**「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なる**ことになるため、注意が必要です。

救済の**請求日**は、令和６年４月１日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和６年４月１日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種：以下の人に対し、毎年秋冬に１回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市が実施するものをいう。

①65 歳以上

②60 歳以上 65 歳未満の人であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

いいえ

いいえ

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「**臨時接種**及びＡ類疾病の定期接種」として**市に請求**

予防接種健康被害救済制度の「**Ｂ類疾病**の定期接種」として**市に請求**

医薬品副作用被害救済制度で**（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）**に請求